

賀茂祭走馬儀式次第の検討

山本 宗尚

はじめに

毎年五月十五日は賀茂祭（葵祭）が催行される。京都御所から下鴨神社を経て上賀茂神社へ向かう行列（路頭の儀）は総勢五百人を超える。例年賀茂県主同族会からも、路頭の儀では後見2名、先駆の乗尻6名、山城使、奉行属、檢非違使尉、馬寮使、主水司各1名が奉仕する。明治初期に官職が廃止され行列が形式化して以来、どのような関わりを続けてきたのかは不明であるが、乗尻は古来左・右馬寮の官人、六衛の衛士が当たったと伝えられることから、昭和三十五年（1960）に「明治天皇五十年祭ノ記念トシテ賀茂祭ニ先駆トシテ乗尻ノ列ヲ加ヘ」られた¹⁾。路頭の儀における行列が上賀茂神社に到着した後、上社社頭の儀では走馬奉行1名、後見2名、寮馬乗尻2名および走馬乗尻（4名以上）が参役する。社頭の儀は天皇が賀茂の神に幣物を奉納するという、いわゆる宮中の祭りの色合いが強いが、社頭の儀の後に行われる山駄の儀は、競馬会神事と同様に、現在でも旧社家中で催行されており、賀茂氏の氏神祭としての賀茂祭の様子を色濃く残している。賀茂祭の起源を六世紀の欽明天皇朝と伝えた『山城国風土記』逸文²⁾に記されている、鈴をつけた馬に猪の頭をかぶった人が乗り走った、ということが賀茂競馬や賀茂祭の走馬の起源と考える説³⁾もある。

このように、現在においても賀茂祭における走馬の儀以降の儀式は重要な意味合いを持つものであるが、競馬会神事の2週間後であることや、5月15日に固定されている⁴⁾ために平日催行もあることなどから、賀茂祭に向けた習礼や乗馬練習が行われることはほとんどない。また、競馬会神事における儀式次第は稿があり、史料も比較的多く残っているのに対し、賀茂祭に関しては詳細な稿はほとんどなく、奉仕者の記憶に頼っているのが実情である。走馬の催行自体も、馬の調達等の関係で雨天の場合は行われない。

本稿では、近年の上賀茂社での賀茂祭走馬における儀式次第を纏めるとともに、江戸期の史料に書かれた儀式次第と比較した。近年の儀式次第の記述には、『賀茂別雷神社由緒略記』⁵⁾および『上賀茂神社』⁶⁾賀茂祭社頭の儀次第の該当部を引用し大幅に加筆した。江戸期の史料は『諸神事注秘抄』⁷⁾（以下『諸注』、原文は訓読文だが、本稿では読み易さのため書き下して記す）および『賀茂競馬所司代勤役之記』⁸⁾（以下『所勤』）の該当部分を参考にした。

賀茂祭上社社頭の儀走馬并山駄の儀次第

時刻、走馬奉行、後見および走馬乗尻装束を着して西鳥居より参進（年次次第）。御手洗川手水所に於いて袴および足袋を濡らす。

各諸役の装束は次の通り。走馬奉行：立烏帽子、山吹重の狩衣、紫藤丸奴袴。後見：立烏帽子白櫻紋狩衣、紫奴袴。乗尻：立烏帽子淨衣紫奴袴、麻櫻をかけ、末額に葵桂を飾る。時刻はおおよそ東游

開始頃である。『諸注』『所勤』には、現在の走馬奉行の職掌は所司代があたっており（装束は立烏帽子単淨衣指貫）、召具・素襖各一人、白丁二人（傘持・沓持）を従える。祝詞は事前に二通準備し、覽笞に入れて素襖に持たせる。現行では、西鳥居より参進しているが、『諸注』『所勤』には「二ノ鳥居より社頭へ進む」と記されている。また、『諸注』には「乗尻の末額は社頭参進時に懸け、櫂は後の整列時に掛く」とある。

次、宮司以下祭員は細殿の西庭に退下、西上南面に列立。

東游終了後、勅使以下斎王代、参列者は退下する。これはその後に対応する。

次、走馬奉行、後見二人、乗尻細殿西側桟敷前に於いて整列（北西上北東面）。

『諸注』には、「乗尻両人惣奉行の案内に依り」とある他は現行と同じである。

次、神職一員（木綿櫂をかく）楼門より出て、玉橋、祢宜橋を経て、橋殿南階より沓のまま昇り、北より第三の柱の通りに西北面に立ちて走馬祝詞を奏す。訖って橋殿の北階より降り、玉橋に歸立ち、北面して櫂を解き橋上の水に投入、樟橋を経て細殿西庭に歸り列立。走馬祝詞の間、乗尻蹲踞して猶予。

『諸注』に記述は見あたらないが、『所勤』には「橋殿に於いて、神主祝詞読まるなり」とある。

次、寮馬二匹・賀茂馬十二匹二ノ鳥居より参進、鳥居内西側幄舎前に列立（北西上北東面）。

『諸注』には、「雜掌、馬寮より御馬を請取り、二ノ鳥居に牽入れる。馬頭を戌亥に向ける」とあり、馬の向きが異なっている。現行でもこの場面は共通認識には至っていないため、馬の位置・方向共に定まっていない。

次、乗尻上首より乗馬し手綱さばき。順次櫂乗の儀。其の儀、先ず細殿西の石印（寮馬北より第二、賀茂馬第三）へ進み、鎧を放ちて一揖。左転回し、細殿南立砂前を通過し、細殿東の石印（先に同じ）へ進み、再度鎧を放て一揖。再度左転回す。

『諸注』にはほぼ同様の記述がある。細殿西の作法は橋本社へ、細殿東の作法は本殿に対する揖である。ただし細殿東の作法に関しては、「祢宜方簀簷子橋南の木口迄牽き上げ、鎧を放ち、鞭を揚げ、北に一揖おわんぬ。」とあるので、進む位置が異なっていたと考えられる。

次、二の鳥居を経て参道を通過し、一の鳥居東辺に列立（西上北面）。

次、寮馬以下参道に入り、輪乗を行い走馬。一の鳥居南に於いて左廻り（寮馬三度、賀茂馬一度。古来は右廻り）の輪乗後走馬。二の鳥居にて左折す。その間、捨鞭一本、三度の差鞭。捨鞭を打ちて馬を止める。寮馬走馬の後、勅使以下退下。

この部分以後現行と『諸注』とは大きく異なるため、長くなるが『諸注』該当部分を示す。「橋殿中央樂屋西の軒下を南へ乗出し、鳥居東の柱にて左の鎧を摺りおわんぬ。南へ出て又鳥居に入り、西の柱にて右の鎧を摺る。此を手櫂と伝ふ。これより御厩の前を南へ、次に切芝の中央へ乗出し、之を馳せしむ。自余の走馬同前。（中略）走馬おわり、柵の辺にて之を止める。尤も一の鳥居を馳せ過ぎざるを以って本儀と為す。寮の乗尻に於ては柵の外に下馬。柵に入り西切芝の上東面に列立。勅使御退出の時、兩人とも切芝に下がる。先馬寮へ御馬を渡すの由挨拶。尤も勅使御退出の時（平伏）、両雜掌相従い來たり、寮の乗尻の由之を申上げる。仍て勅使ご挨拶之有り、御退下。これより寮の乗尻に於ては社頭に猶予。伝奏御奉行は勅使御退出の以前に御退出也。時に寮の乗尻両人共平伏也。自余の乗尻

は馳せおわり柵の外より西芝の上へ乗り上げ、北上東面に列す。悉く走馬」。現行では一の鳥居で輪乗を行っているが、古来は右廻りであったと伝えられる所作が、『諸注』の「手櫂」と同様の所作にあたる。因みに、現在左廻りである理由は、走馬の際二ノ鳥居前で左折するため馬を左手前にしなければならないからである。しかし、『諸注』では走馬は二ノ鳥居から一の鳥居に向かって行われると読めるので、現行とは逆の方向に走っていた可能性がある。また、走馬の途中に鞭を指す、という記述は『諸注』には見あたらない。競馬会神事に先立つ足汰式（五月一日）では、同様に鞭を指す作法が存在するが、『諸注』には鞭を指す位置、方向共に書かれている。走馬の儀での鞭指しは、本稿で使用した史料の確立以降に足汰式での作法がコピーされたものであるのか、本来走馬の儀でも行われていたものが口伝で伝わったものであるのかは不明である。

次、社務所前にて乗馬（北上西面）。

次、走馬奉行（矢刀袴一人）を先頭として乗尻（年次次第）神館へ参向。中ほどの分れ道より昇り乗尻下馬（北上西面）。

『諸注』『所勤』共にほぼ同様の記述である。但し、古来は「先ず神人二人松明を執」っていた。『所勤』には「次所司代着沓裏門を出、御迎馬の衆残らず通らるる見て進む。」とあるので、神館参向時より最後に進んでいたこともあったようである。

次、神館前参進。神館の手前に走馬奉行、その後ろに乗尻（西上北面）列立。矢刀袴は走馬奉行の左に座す。

現行では参進の順は前項と同じであるが、『諸注』には「所司代（中略）走馬の輩進み終わる後参進」とある。また、列立の位置も現行と『諸注』『所勤』では異なる。『諸注』には「神館道より乗上げ、假幌の東南角より北上西面に相並ぶ。所司代進む時下馬、左の手にて手綱を持ち蹲踞。戌亥に向い」とあり、『所勤』では『諸注』の記述と同様のことが図示されている。

次、走馬奉行、神館に於いて走馬祝詞を奏上。乗尻平伏。

『諸注』『所勤』には祝詞奏上までの作法が詳しく書かれている。順番を挙げると、（1）覧笛中の祝詞を取り出し、表包を除き懷中する。（2）仮幌の前一間ほどに進み一揖。（3）懷の扇・祝詞を取り出し、札紙を取り重ね持つ。（4）目通へ祝詞を揚げ、乗尻に気色。（5）乗尻平伏の後祝詞奏上。（6）初めの如く巻懷中、一揖退下。

次、下臍立にて乗馬、坂を降り参道に列立。

次、御阿礼所へ向いて順次走馬。

『諸注』も現行と同様である。走馬終了後は順次付近で自由にしているが、『諸注』には「貴布袴道の方へ退き並ぶ。北を以て上と為（或は南を以て上と為す、たしか權ならず）」して列立する。

次、社務所前まで戻り（年次次第）下馬。

『諸注』には「下臍」とあり、現行とは逆である。

次、走馬乗尻代表（最下年齢より二名）橋南廂に進み走馬終るの由を神職に告ぐ。

『諸注』も同様であるが、走馬終了の報告は『諸注』『略次第』には「上首二人」とあるため現行とは逆である。また、「ただし橋殿狭きに依り、今多く之を畧し、上首兩人昇殿此の由を述べる」とあるので、本来は全員が参向するものであると考えられる。口上に関しての記述は見あたらず、乗尻代表

は適当に報告しているのが現状である。神職は「滯りのう」と答えるようである。

次、祭員本殿の御扉を閉じ退下。

次、走馬奉行、神職、乗尻一同退散。

まとめ

本稿では、近年の上賀茂社での賀茂祭走馬における儀式次第を纏め、江戸期の儀式次第との比較を行った。次第の流れそのものには大きな違いは見受けられなかつたが、いくつかの場面で列立の方向・位置などが江戸期のそれと異なつてゐる。現在、競馬会神事の儀式次第について藤木保治氏の稿を元に共通理解を進める作業が進められているが、今回とりあげた賀茂祭走馬儀式の次第についても同様の検討を重ね改正し、完全なものが遺せればと願つてゐる。

謝辞

京都産業大学勝矢淳雄教授をはじめ同大学図書館職員の方々、また京都市歴史資料館には、資料閲覧にあたつて特別の御配慮を頂いた。また、京都府の土橋誠氏には史料の解説や賀茂祭に関する背景等を基礎から御教示頂いた。以上の皆様に感謝いたします。

註

- 1) 藤木正直・須磨千顕『賀茂神主補任史』、財団法人賀茂県主同族会、99。
- 2) 『本朝月令』所載「秦氏本系帳」所引。
- 3) 所功「賀茂の神々と葵祭」『葵祭 賀茂祭』、京都書院、113–120。
- 4) 本来賀茂祭路頭の儀・社頭の儀は旧暦四月中酉の日、競馬会神事は旧暦五月五日催行であった。
- 5) 賀茂別雷神社社務所編、発行、82–83。
- 6) 建内光儀著、学生社、81–83。
- 7) 東京大学史料編纂所、賀茂別雷神社「賀茂別雷神社文書」、京都産業大学図書館所蔵マイクロフィルム。
奥書によると成立は寛保三年（1743）賀茂清足著。
- 8) 「岩佐家文書」（写真）、京都市歴史資料館寄託。奥書によると成立は元禄五年（1692）賀茂季芳著。